

役員の費用弁償に関する規程

宮川下流漁業協同組合

宮川下流漁業協同組合役員の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、宮川下流漁業協同組合役員等に対して支給する費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償の額)

第2条 役員等が組合業務のために出役した場合は宮川下流漁業協同組合役員等の旅費に関する規程（以下「旅費規程」という。）の例による。
2 日当の額は、出役時間4時間未満の場合は、旅費規程第5条に定めた額の2分の1とする。ただし、午前と午後にわたる場合はこの限りでない。

附則

この規程は平成25年3月23日より施行する。